



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年7月10日金曜日 第2081号

◇ 目次 ◇

災害救助法施行細則の一部を改正する規則.....	646
告 示	
指定自立支援医療機関の指定.....	648
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	648
指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更.....	648
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	649
肥料登録有効期間の更新（2件）.....	649
土地改良区役員の就退任の届出.....	650
道路の位置の指定.....	650
道路の供用開始（県道三坂松山線）.....	650
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	650
権限代行による道路の区域変更（一般国道440号）.....	651
道路の供用開始（一般国道440号）.....	651

道路の区域変更（県道城川袴原線）.....	651
公 告	
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	651
人事委員会公告	
平成21年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告.....	652
平成21年度愛媛県警察官（男性）（高校卒程度）採用候補者試験公告.....	655
平成21年度愛媛県警察官（女性）（高校卒程度）採用候補者試験公告.....	658
選挙管理委員会告示	
不在者投票のできる施設の指定の取消し.....	660
不在者投票のできる施設の指定.....	660
愛媛県選挙事務執行規程の一部改正.....	661

規 則

○愛媛県規則第42号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年7月10日

愛媛県知事 加戸守行

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表1（第3条関係）</p> <p>救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>2,404,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ～キ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当り次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>(7) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯</p>	<p>別表1（第3条関係）</p> <p>救助の程度・方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、<u>2,366,000円</u>以内とする。</p> <p>ウ～キ 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当り次の額の範囲内とする。この場合において、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>(7) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯</p>

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人 増すご とに 加算 する 額
夏季	4月 から 9月 まで	円 17,500	円 22,600	円 33,300	円 39,900	円 50,500	円 7,400
冬季	10月 から 翌年 3月 まで	円 29,000	円 37,500	円 52,300	円 61,300	円 77,000	円 10,500

(イ) 住家の半焼、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により被害を受けた世帯

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人 増すご とに 加算 する 額
夏季	4月 から 9月 まで	円 5,700	円 7,700	円 11,600	円 14,000	円 17,700	円 2,400
冬季	10月 から 翌年 3月 まで	円 9,200	円 12,200	円 17,100	円 20,300	円 25,800	円 3,300

工 省略

4・5 省略

6 災害にかつた住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼若しくは半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

イ 省略

ウ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1戸当たり520,000円以内とする。

エ・オ 省略

7～12 省略

別表2(第11条関係)

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり23,700円以内

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人 増すご とに 加算 する 額
夏季	4月 から 9月 まで	円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800	円 7,300
冬季	10月 から 翌年 3月 まで	円 28,600	円 37,000	円 51,600	円 60,500	円 75,900	円 10,400

(イ) 住家の半焼、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により被害を受けた世帯

季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人 増すご とに 加算 する 額
夏季	4月 から 9月 まで	円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,500	円 2,400
冬季	10月 から 翌年 3月 まで	円 9,100	円 12,000	円 16,900	円 20,000	円 25,400	円 3,300

工 省略

4・5 省略

6 災害にかつた住宅の応急修理

ア 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼又は半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者 _____
_____ に対して行うものとする。

イ 省略

ウ 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、その修理のため支出できる費用は、1戸当たり510,000円以内とする。

エ・オ 省略

7～12 省略

別表2(第11条関係)

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり22,700円以内

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び 歯科衛生士 1人1日当たり16,300円以内	イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び 歯科衛生士 1人1日当たり16,500円以内
ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 16,200円以内	ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 16,300円以内
エ 救急救命士 1人1日当たり14,200円以内	エ 救急救命士 1人1日当たり14,400円以内
オ 省略	オ 省略
カ 大工 1人1日当たり15,800円以内	カ 大工 1人1日当たり15,700円以内
キ 左官 1人1日当たり15,300円以内	キ 左官 1人1日当たり15,500円以内
ク とび職 1人1日当たり15,000円以内	ク とび職 1人1日当たり15,200円以内
(2)・(3) 省略	(2)・(3) 省略
2 省略	2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

告 示

○愛媛県告示第933号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成21年7月10日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
社会福祉法人恩賜財団済生会小田診療所	喜多郡内子町小田130番地	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	精神通院医療	平成21年 6月1日
アイビー薬局	大洲市東大洲10番地3	株式会社Y'sコーポレーション	精神通院医療（薬局）	平成21年 6月1日
クローバー薬局西条店	西条市喜多川427番地2	株式会社クローバー	精神通院医療（薬局）	平成21年 7月1日
コスモ薬局駅前店	新居浜市坂井町一丁目7番1号	有限会社ネオファルマー	精神通院医療（薬局）	平成21年 7月1日
ウェル薬局	松山市朝生田町一丁目5-18	有限会社アメニティ・ライフ・エイド	精神通院医療（薬局）	平成21年 7月1日

○愛媛県告示第934号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成21年7月10日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉 サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811300197	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町 2005番の1	武村志延	居宅介護	ごきげんさん	四国中央市土居町小林 1785-3	平成21年 6月1日
3811300197	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町 2005番の1	武村志延	重度訪問介護	ごきげんさん	四国中央市土居町小林 1785-3	平成21年 6月1日
3811300197	社会福祉法人澄心	四国中央市豊岡町大町 2005番の1	武村志延	行動援護	ごきげんさん	四国中央市土居町小林 1785-3	平成21年 6月1日
3810101430	株式会社クロス・サー ビス	松山市来住町1458番地 4	森 一 哉	児童デイサー ビス	ほのかのおひさま	松山市朝生田町七丁目 13-28	平成21年 6月11日

○愛媛県告示第935号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所			届 年 月 出 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地		
						変 更 前	変 更 後	
3810700017	医療法人恕風会	大洲市徳森1512番地1	清 水 清 勝	居宅介護	ヘルパーステーションひまわり	大洲市徳森1512番地1	大洲市徳森1508番地1	平成21年4月1日
3810700017	医療法人恕風会	大洲市徳森1512番地1	清 水 清 勝	重度訪問介護	ヘルパーステーションひまわり	大洲市徳森1512番地1	大洲市徳森1508番地1	平成21年4月1日
3810100416	社会福祉法人松山手をつなぐ育成会	松山市北吉田町77番地34	岡 部 國 男	児童デイサービス	つくしデイサービス	松山市北吉田町77番地5	松山市北吉田町77番地34	平成21年4月22日
3810100812	有限会社ウィルビィ	松山市東方町甲2305番地1	五 島 秀 一	居宅介護	ケアセンターウィルビィ	松山市二番町四丁目5番地4 松山ビル3階	松山市東方町甲2305番地1	平成21年5月1日
3810100812	有限会社ウィルビィ	松山市東方町甲2305番地1	五 島 秀 一	重度訪問介護	ケアセンターウィルビィ	松山市二番町四丁目5番地4 松山ビル3階	松山市東方町甲2305番地1	平成21年5月1日
3810100812	有限会社ウィルビィ	松山市東方町甲2305番地1	五 島 秀 一	行動援護	ケアセンターウィルビィ	松山市二番町四丁目5番地4 松山ビル3階	松山市東方町甲2305番地1	平成21年5月1日
3810101059	特定非営利活動法人アイコン	松山市東垣生町987-4	西 尾 敏 弘	就労継続支援B型	つばさワークス	松山市祝谷東町291	松山市高浜町一丁目甲60-197	平成21年6月1日

○愛媛県告示第 936 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 月 年	届 年 月 出 日
ダイキ宇和島南店	宇和島市保田字宮ノ段甲672番 外	大規模小売店舗の名称	ダイキ宇和島店	ダイキ宇和島南店	平成21年4月27日	平成21年6月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 937 号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成21年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成27年7月22日	愛媛県第1196号	炭酸カルシウム肥料	くみあい苦土炭酸石	アルカリ分53.0	その他の制限事項は	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野

			灰	く溶性苦土 10.0	公定規格のとおり	村町野村5号111番地
平成24年7月27日	愛媛県第1264号	混合有機質肥料	なたねぼかし	窒素全量4.5 りん酸全量2.0 加里全量1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号111番地

○愛媛県告示第 938 号

肥料取締法（昭和25年法律第 127 号）第12条第 2 項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成21年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成27年7月27日	愛媛県第1263号	魚かす粉末	魚粉末	窒素全量 8.0 りん酸全量 4.5	該当無し	マルトモ株式会社 愛媛県伊予市米湊1696番地

○愛媛県告示第 939 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成21年 7月10日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 木 忠 好	新居浜市久保田町 3 2 - 15

○愛媛県告示第 941 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成21年 7月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三坂松山線	松山市窪野町甲365番 4 から 同町甲370番 2 地先まで	平成21年 7月10日

○愛媛県告示第 942 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 7月10日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
21中局建（開）第14号 平成21年 7月 1 日	伊予郡松前町大字上高柳字高田37番 1	伊予郡松前町大字上高柳190番地 仙 波 一 洋

○愛媛県告示第 943 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 7月10日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建(開)第15号 平成21年7月3日	伊予郡松前町大字筒井字神子舞434番1、435番、436番1、436番2	伊予郡松前町大字筒井276番地1 豊 田 年 秋

○愛媛県告示第944号

四国地方整備局長から道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により道路の区域を次のように変更した旨の通知があった。その関係図面は、四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年7月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字古味5503番1から 同字古味5523番1まで	旧	メートル 10.6~50.1	キロメートル 0.121	
			新	10.6~63.5	0.121	

○愛媛県告示第945号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年7月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字古味5503番1から 同字古味5521番1まで	平成21年7月10日

○愛媛県告示第946号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年7月10日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城川橋原線	西予市城川町下相867番4から 同町下相837番3まで	旧	メートル 16.5~34.0	キロメートル 0.062	
			新	18.5~34.0	0.062	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年7月10日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年6月15日	特定非営利活動法人 ころろ塾	村松つね	松山市大街道三丁目2番地16	この法人は、働く人々に対して、心の健康保持増進に関する事業を行い、幸せな家庭、職場作りを寄与することを目的とする。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第4号

平成21年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験公告

平成21年 7月10日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
 電話(089)912-2826
 愛媛県ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/>

平成21年度愛媛県職員採用候補者（初級及び資格免許職）試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成21年8月19日（水）から9月7日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成21年8月20日（木）から8月28日（金）までに届いたものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

(1) 初級

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	8人程度	知事部局、教育委員会事務局等の本庁、地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、一般事務に従事します。
警察事務	3人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 資格免許職

試験区分	採用予定人員	職務内容	
短卒 期業 大程 学度	保育士	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、児童の生活指導、学習指導等の業務に従事します。
	臨床検査技師	5人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、検体検査、生理機能検査、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
	診療放射線技師	1人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、放射線治療、検査等の診療放射線に関する業務に従事します。

3 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

ただし、資格免許職については、日本の国籍を有しない者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができます。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) それぞれの試験について、次に該当する者

ア 初級

試験区分	生年月日	学歴・その他
一般事務	昭和63年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又はこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者及び平成22年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者は、除く。
警察事務		

イ 資格免許職

試験区分	生 年 月 日	資 格 ・ 免 許
保 育 士	昭和57年4月2日から平成2年4月1日 までに生まれた者	保育士の資格を有する者又は平成22年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
臨 床 検 査 技 師	昭和57年4月2日から平成元年4月1日 までに生まれた者	臨床検査技師の免許を有する者又は平成22年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
診 療 放 射 線 技 師		診療放射線技師の免許を有する者又は平成22年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
 なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	初 級 教 養 試 験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。 (択一式50題、解答時間2時間)
	適 性 試 験	21点	公務員として職務上必要な事務処理能力について、比較的簡単な問題を限られた時間内にできるだけ多く解答する筆記試験を行います。(択一式、解答時間15分)
	資 格 免 許 職 教 養 試 験	50点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、短期大学卒業程度の筆記試験を行います。 (択一式50題、解答時間2時間30分)
	専 門 試 験	40点	各試験区分に応じて必要な専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。(択一式40題、解答時間2時間) なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
第2次試験	口 述 試 験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作 文 試 験	60点	公務員として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験と適性試験又は専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。なお、その際、初級については、第1次試験の合計得点を90点満点に換算します。また、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験及び専門試験の例題と前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日	時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	平成21年 9月27日 (日曜日)	午前9時15分から 午後0時20分まで	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	平成21年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
		午前9時15分から 午後3時15分まで		
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。			平成21年12月上旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。

この名簿は、原則として、平成22年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 資格免許職については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(1) 初級

行政職給料表1級5号給（現行給料月額 140,702円）

(2) 資格免許職

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
保 育 士	行政職給料表1級13号給 150,444円
臨 床 検 査 技 師 診 療 放 射 線 技 師	医療職給料表（二）1級17号給 167,718円

ただし、平成21年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）等の規定に基づき、前記給料月額の2.6%が減額されています。

8 受験手続

申 込 用 紙 の 入 手 方 法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民課（東予、中予及び南予）及び支局総務県民室（今治及び八幡浜）、愛媛県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館内 電話（03）5212-9071）、愛媛県大阪事務所（大阪市西区江戸堀一丁目9番1号肥後橋センタービル内 電話（06）6441-2829）等で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に「初級請求」又は「資格免許職請求」と朱書き、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申 込 方 法 及 び 受 験 票 の 交 付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「初級申込み」又は「資格免許職申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が9月18日（金）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。
受 験 手 続 そ の 他 の 問 い 合 わ せ 先	愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開 示 請 求 で き る 人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次 試 験 不 合 格 者	試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名）	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次 試 験 受 験 者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で	合格発表の日から1週間	

一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)

別表(4関係)

専門試験(資格免許職)の出題分野

試験区分	出題分野
保育士	社会福祉、児童福祉(養護原理を含む。)、発達心理(精神保健を含む。)、保育原理、保育内容、保健衛生
臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学を含む。)、生理学、病理学(解剖・組織学を含む。)、臨床化学(生化学を含む。)、血液学、免疫・血清学、微生物学(医動物学を含む。)
診療放射線技師	放射線物理学、放射線計測学、基礎医学、放射線生物学(放射線衛生学を含む。)、診療画像機器学(医用工学を含む。)、診療画像検査学・エックス線撮影技術学、医用画像情報学(画像工学を含む。)、核医学検査技術学(放射化学を含む。)、放射線治療技術学、放射線安全管理学

○愛媛県人事委員会公告第5号

平成21年度愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験公告

平成21年 7月10日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 〒790-8570
 電話(089)912-2826
 愛媛県HP <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町2番地2 〒790-8573
 電話(089)934-0110 内線2621・2623
 愛媛県警察本部HP <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁、大阪府又は兵庫県の警察官になるみちがあります。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成21年8月26日(水)から9月14日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成21年8月27日(木)から9月4日(金)までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

愛 媛 県	警 視 庁	大 阪 府	兵 庫 県
28 人 程 度	2 人 程 度	2 人 程 度	2 人 程 度

なお、申込時には、次のことに注意してください。

- (1) 警視庁、大阪府及び兵庫県の中から第2志望を選択することができます。なお、愛媛県以外の都府県を第1志望とすることはできません。
- (2) 申込み後の志望都府県の変更はできません。
- (3) 愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた男子(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。))

又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成22年3月末日までに卒業する見込みの者を除く。) ただし、警視庁の受験資格(生年月日)は「昭和54年10月20日から平成4年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。

また、「これ(大学)と同等と愛媛県人事委員会が認めるもの」に相当する受験資格(学歴)については、他の都府県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府県に直接お問い合わせください。

5 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容	
第1次試験	教養試験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間2時間)	
	身体検査	-	警察官として職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身長 160センチメートル以上であること。 体重 47キログラム以上であること。 胸囲 78センチメートル以上であること。 視力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 聴力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。	
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。	
	作文試験	50点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種目	基準
			反復横とび	50回以上 / 20秒間
			握力	45キログラム以上(左右の平均)
上体起こし			25回以上 / 30秒間	
垂直とび			55センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸			30回以上	
20メートルシャトルラン	65回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。		

(2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、前記の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

愛媛県以外の都府県の身体検査の基準及び第2次試験の試験方法等については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第1次試験	平成21年10月18日 (日曜日)	(1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地) (2) 西条高等学校 (西条市明屋敷234番地)	平成21年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知

	(午前 教養試験) (午後 身体検査)	(3) 宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号)	します。
第 2 次 試 験	第 1 次 試 験 に 合 格 し た 者 に 通 知 し ます。		平成21年12月上旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

愛媛県以外の都府県の合格発表については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(男性)(高校卒程度)採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成22年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみが開けています。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級11号給(現行給料月額176,154円)、高校卒程度で公安職給料表1級3号給(現行給料月額162,194円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成21年度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額の2.6%が減額されています。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都府県については、志望する都府県に直接問い合わせてください。

9 受験手続

申 込 用 紙 の 入 手 方 法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官(男性)(高卒)請求」と朱書き、90円切手(1部につき)をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス(申請書等電子配布サービス)から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申 込 方 法 及 び 受 験 票 の 交 付	申込書及び受験票(申込みのときは、写真は、はらないこと。)には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル)をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官(男性)(高卒)申込み」と朱書き、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月8日(木)までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。
受 験 手 続 そ の 他 の 問 い 合 わ せ 先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等)を持参のうえ、執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分まで)に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第 1 次試験不合格者	得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)	合格発表の日から 1 月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第 2 次試験受験者	第 1 次試験の得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第 2 次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)	合格発表の日から 1 月間	

(注) 第 2 志望の都府県の試験結果の開示については、それぞれの都府県に直接問い合わせてください。

○愛媛県人事委員会公告第 6 号

平成21年度愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験公告

平成21年 7月10日

愛媛県人事委員会

松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 〒 790 - 8570
 電話 (089) 912 - 2826
 愛媛県 H P <http://www.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察本部

松山市南堀端町 2 番地 2 〒 790 - 8573
 電話 (089) 934 - 0110 内線2621・2623
 愛媛県警察本部 H P <http://www.police.pref.ehime.jp/>

愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。

1 受付期間

(1) 申込書を持参又は郵送する場合

平成21年 8月26日(水)から 9月14日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時15分まで)受け付けます。

なお、郵送の場合は、同日までの消印のあるものに限り、受け付けます。

(2) インターネットを利用して申し込む場合

平成21年 8月27日(木)から 9月 4日(金)までに届いたものに限り、受け付けます。

2 採用予定人員

6 名程度

3 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。

4 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第 261 号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(3) 昭和54年 4月 2日 から平成 4年 4月 1日 までに生まれた女子(学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)

又はこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるものを卒業した者及びこれらを平成22年 3月末日までに卒業する見込みの者を除く。)

5 試験の方法等

(1) 試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験とし、次のとおり行います。

なお、第 2 次試験は、第 1 次試験に合格した者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第 1 次 試 験	教 養 試 験	50点	警察官として必要な一般的知識及び知能について、高等学校卒業程度の筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間 2 時間)
	身 体 検 査	-	警察官として職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて、次のような基準で検査します。 身 長 153センチメートル以上であること。 体 重 43キログラム以上であること。 視 力 両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 聴 力 完全であること。 その他 身体に障害その他の異常がなく健康であること。
	口 述 試 験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

第2次試験	作文試験	50点	警察官として必要な識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題1題、解答時間1時間)	
	体力検査	-	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかについて、次のような検査を行います。	
			種 目	基 準
			反復横とび	40回以上 / 20秒間
握力			25キログラム以上 (左右の平均)	
上体起こし			15回以上 / 30秒間	
垂直とび			40センチメートル以上	
腕立伏臥腕屈伸			15回以上	
20メートルシャトルラン	35回以上			
長座体前屈	45センチメートル以上			
適性検査	-	警察官として職務遂行に必要な適性について、検査を行います。		
身体精密検査	-	警察官として職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 弁色力 職務遂行に支障がないこと。		

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、身体検査のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。なお、体力検査については、7種目中4種目以上、前記の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県のホームページに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験当日には、身体検査に適した服装を準備してください。

6 試験日、場所及び合格発表

区 分	試 験 日	場 所	合 格 発 表
第1次試験	平成21年10月18日 (日曜日) 午前 教養試験 午後 身体検査	(1) 松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地) (2) 西条高等学校 (西条市明屋敷234番地) (3) 宇和島東高等学校 (宇和島市文京町1番1号)	平成21年10月下旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。
第2次試験	第1次試験に合格した者に通知します。		平成21年12月上旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知します。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官(女性)(高校卒程度)採用候補者名簿に記載されます。
この名簿は、原則として、平成22年4月以降の採用に対するものであり、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、10箇月間初任教養を受けた後、県下各警察署に配置されます。
- (4) 現行の警察制度では、だれでも成績次第で、管区警察学校又は警察大学校に入校して幹部としての教養を受ける機会が与えられ、上級の警察官への昇進のみちが開けています。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、短大卒程度で公安職給料表1級11号給(現行給料月額176,154円)、高校卒程度で公安職給料表1級3号給(現行給料月額162,194円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。ただし、平成21年

度は、知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第6号）第4条第1項の規定に基づき、前記給料月額額の2.6%が減額されています。

(2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

9 受験手続

申込用紙の入手方法	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署で交付します。 なお、郵便により請求する場合は、封筒の表に「警察官（女性）（高卒）請求」と朱書きし、90円切手（1部につき）をはった、あて先明記の返信用封筒を同封してください。 また、愛媛県のホームページの電子行政サービス（申請書等電子配布サービス）から申込書等を印刷してとりだすこともできます。
申込方法及び受験票の交付	申込書及び受験票（申込みのときは、写真は、はらないこと。）には、必要な事項を記入して愛媛県人事委員会事務局へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。受付を終わった受験票には、最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6センチメートル、横4.5センチメートル）をはって試験当日持参してください。 なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「警察官（女性）（高卒）申込み」と朱書きし、受験票の表に必ずあて先を明記して50円切手をはったうえで、簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局へ送付してください。 受験票が10月8日（木）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。 また、インターネット利用による申込方法等については、愛媛県のホームページの県・市町共同電子申請システムで確認してください。
受験手続その他の問い合わせ先	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県警察本部警務課、愛媛県警察学校又は県下各警察署へ問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この採用試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり口頭により開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（学生証又は身分証明書、運転免許証、旅券、合格通知書等）を持参のうえ、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分（合格発表当日のみ、午後1時）から午後5時15分まで）に愛媛県人事委員会事務局へ直接おいでください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

区 分	開示請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
第 1 次 試 験	第1次試験不合格者	得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次 試 験	第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	合格発表の日から1週間	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、次の施設についてその指定を取り消した。

平成21年7月10日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

施設の種類	施設の名称	所在地	取消年月日
身体障害者療護施設（旧身体障害者更生援護施設）	身体障害者療護施設松前清流園（旧愛媛県立松前清流園）	伊予郡松前町大字大間684	平成21年6月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成21年7月10日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	松山笠置記念心臓血管病院	松山市末広町18番地2	平成21年6月30日
障害者支援施設	社会福祉法人泰斗福祉会障害者支援施設かなざんどう	松山市菟木甲202番地1	平成21年6月30日
障害者支援施設	指定障害者支援施設しげのぶ清流園	東温市田窪2119番地1	平成21年6月30日

るもの又は介護老人保健施設で入所定員がおおむね40人以上の規模を有するもの。

(2) 老人ホームで入所定員又は入居定員がおおむね40人以上の規模を有するもの。

(3) 原子爆弾被爆者養護ホームで入所定員がおおむね40人以上の規模を有するもの。

(4) 身体障害者支援施設で入所定員（通所者に係る入所定員を除く。）がおおむね40人以上の規模を有するもの。

(5) 保護施設でおおむね40人以上の人員（通所者に係る人員を除く。）を入所させることができる規模を有するもの。

(6) 不在者投票を行うための適当な施設を有すること。

(7) 不在者投票の事務に従事することができる必要な人員を有すること。

(8) その他不在者投票の適正な管理執行が確保できること。

2 前項の基準に適合している病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設（以下「病院等」という。）に併設される病院等については、いずれの病院等においても不在者投票の管理執行に支障がないと認められるときには、当該基準を適用しない。

（不在者投票施設の指定の申請）

第17条の5 院長等は、病院等について、前条第1項の指定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を県委員会に提出しなければならない。

- (1) 病院等の名称及び所在地並びに病院等の種類
- (2) 開設者の氏名、住所及び連絡先並びに法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、住所及び職名
- (3) 院長等の氏名、住所及び連絡先
- (4) 開設年月日又は設置年月日
- (5) 開設許可番号、設置認可番号又は設置届出年月日
- (6) 病床数、入所定員、入居定員又は取扱定員
- (7) 従業者の職種及び員数
- (8) 建物その他の設備の規模及び構造
- (9) 不在者投票場所の位置、名称及び面積
- (10) 指定を受けようとする病院等が指定病院等に併設する施設にあっては、当該指定病院等に係る前9号に掲げる事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設の位置図（最寄りの投票所を表示すること。）
- (2) 建物の平面図
- (3) 不在者投票場所の略図及び写真
- (4) その他参考書類

3 県委員会は、第1項の申請書の提出があった場合は、当該病院等の所在する市町委員会の意見を求め、その内容を審査し、前条の基準に照らし当該病院等が不在者投票を適正に管理執行することができるものと認めるときは当該病院等を不在者投票を行うことができる病院等として指定し、当該病院等が不在者投票を適正に管理執行することができないと認めるときは指定しないものとする。

4 県委員会は、前項の規定により指定したときはその旨を、指定しないときはその旨及びその理由を当該病院等の院長等に通知するものとする。

（指定病院等の名称等の変更等の届出等）

第17条の6 指定病院等の院長等は、当該指定病院等の名称若しく

は所在地を変更したとき、当該指定病院等を廃止したとき、又は当該指定病院等が第17条の4の基準を満たさなくなったときは、直ちにその旨を県委員会に届け出なければならない。

2 指定病院等の院長等は、その指定を辞退しようとするときは、辞退の日の1月前までにその旨を県委員会に申し出なければならない。

(指定病院等の指定の取消し)

第17条の7 県委員会は、前条第1項の規定による指定病院等の所在地の変更若しくは廃止の届出があったとき、又は同条第2項の規定による指定の辞退の届出があったときは、その指定を取り消すものとする。

2 県委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定病院等の指定を取り消すことができる。

(1) 指定病院等の院長等が前条第1項の規定による届出をしない場合において、当該指定病院等の所在地の変更又は廃止の事実を確認したとき。

(2) 指定病院等の院長等が法第135条第2項の規定に違反したとき。

(3) 指定病院等の不在者投票に関し不正の行為があったとき。

(4) その他指定病院等に不在者投票を行わせることが著しく不適当であると認められる理由があるとき。

(指定病院等の指定等の告示及び通知)

第17条の8 県委員会は、第17条の5第3項の規定により指定したとき、第17条の6第1項の規定により指定病院等の名称の変更の届出があったとき、又は前条の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示するとともに、市町委員会に通知するものとする。

別記

省略

様式番号	事 項	根拠条文
1～25	省略	
25の2	不在者投票施設指定申請書	令第55条第2項、第4項第2号、程第17条の5第1項
25の3	不在者投票施設名称等変更届出書	程第17条の6第1項
25の4	不在者投票施設廃止等届出書	程第17条の6第1項
25の5	不在者投票施設指定辞退届出書	程第17条の6第2項
26～42	省略	

別記

省略

様式番号	事 項	根拠条文
1～25	省略	
26～42	省略	

第25号様式の次に次の4様式を加える。

第25号様式の2

不在者投票施設指定申請書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

所在地
施設名
院長等

印

申 請 者	氏 名						
	住 所	(郵便番号)					
	連 絡 先	電 話 番 号					
F A X 番 号							
指 定 を 受 け よ う と す る 施 設	名 称						
	所 在 地						
	種 類						
	開 設 者	氏名又は名称					
		住所又は主たる事務所の所在地					
		法人の種別					
		連 絡 先	電 話 番 号				
			F A X 番 号				
		代表者の職名及び氏名	職名			氏名	
	代表者の住所	(郵便番号)					
開設(設置)年月日	年 月 日						
開設許可(設置認可)番号(設置届出年月日)							
病床数(入所定員、入居定員、取扱定員)	床(人)						
従業者の職種及び員数							
建物その他の設備の規模及び構造							

	不 在 者 投 票 場 所	位 置 及 び 名 称				
		面 積	m ²			
既に指定 を受けて いる施設	名 称					
	所 在 地					
	施 設 の 種 類					
	開 設 者	氏名又は名称				
		住所又は主たる事務所の所在地				
		法人の種別				
		連 絡 先	電 話 番 号			
			F A X 番 号			
		代表者の職名及び氏名	職名		氏名	
		代表者の住所	(郵便番号)			
	開設（設置）年月日	年 月 日				
	開設許可（設置認可）番号（設置届出年月日）					
	病床数（入所定員、入居定員、取扱定員）	床（人）				
従業者の職種及び員数						
指定年月日	年 月 日					
建物その他の設備の規模及び構造						
不 在 者 投 票 場 所	位 置 及 び 名 称					
	面 積	m ²				

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

4 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別様に記載して添付すること。

5 「施設の種類の欄は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条の規定により同法第1条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。）、身体障害者支援施設（障害者自立支援法

(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設及び同条第22項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者を入所させる施設をいう。)又は保護施設(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設及び更生施設をいう。)の別を記入すること。

- 6 「法人の種別」の欄は、社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社等の別を記入すること。
- 7 「病床数(入所定員、入居定員、取扱定員)」の欄は、通所者に係るものを含まないこと。
- 8 「既に指定を受けている施設」の欄は、既に指定を受けている施設に併設する施設の指定を申請する場合に記入すること。
- 9 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 施設の位置図(最寄りの投票所を表示すること。)
 - (2) 建物の平面図
 - (3) 不在者投票場所の略図及び写真
 - (4) その他参考書類

第25号様式の3

不在者投票施設名称等変更届出書 年 月 日 愛媛県選挙管理委員会委員長 氏 名 あて 所在地 施設名 院長等 <div style="text-align: right;">(印)</div>		
不在者投票施設	名 称	
	所 在 地	
	指 定 年 月 日	年 月 日
変更があった事項	変 更 の 内 容	
	変 更 前	変 更 後
1	施 設 の 名 称	
2	施 設 の 所 在 地	
変 更 年 月 日	年 月 日	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 4 不在者投票施設の名称又は所在地の変更後、直ちに届け出ること。

第25号様式の4

不在者投票施設廃止等届出書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

所在地
施設名
院長等

㊟

廃止した（指定を受ける基準を満たさなくなった）施設	名 称	
	所 在 地	
	指定年月日	年 月 日
廃止した（指定を受ける基準を満たさなくなった）年月日	年 月 日	
廃止の（指定を受ける基準を満たさなくなった）理由		

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

4 廃止（指定を受ける基準を満たさなくなった）後、直ちに届け出ること。

第25号様式の5

不在者投票施設指定辞退申出書

年 月 日

愛媛県選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

所在地
施設名
院長等

印

指 定 を 辞 退 す る 施 設	名 称	
	所 在 地	
	指定年月日	年 月 日
辞 退 年 月 日	年 月 日	
指 定 を 辞 退 す る 理 由		

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
 3 指定を辞退する日の1月前までに提出すること。